



県章

山形県公報

平成31年4月26日(金)

第3040号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……472
- 山形県財務規則等の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……同

訓 令

- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……473

告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子育て支援課) ……同
- 山形県男女共同参画センターの利用料金……………(若者活躍・男女共同参画課) ……474
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……475
- 同……………(同) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……476
- 昭和44年12月県告示第1320号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……同
- 昭和57年9月県告示第1605号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……477
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) ……478
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………(教 育 庁) ……479

議 会 関 係

規 則

- 山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………481

訓 令

- 山形県議会公用自動車運行管理規程の一部を改正する訓令……………482

教育委員会関係

規 則

- 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………483

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (庄内総合支庁総務課) … 同
- 一般競争入札の公告…………… (情報政策課) … 同
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農村計画課) …485
- 県営住宅入居者の一般公募…………… (村山総合支庁建築課) …487
- 一般競争入札の公告…………… (警 察 本 部) …490
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告…………… (同) …491

正 誤

規 則

山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県農業協同組合法施行細則 (平成 6年 3月県規則第 5号) の一部を次のように改正する。

第 2条第44号中「縦覧を開始した」を「会計監査人の就任又は退任があった」に、「縦覧開始届」を「会計監査人 就任 (退任) 届」に改める。

別記様式第24号の20中「縦覧開始届」を「会計監査人 就任 (退任) 届」に、

「 縦覧開始年月日

「説明書類の縦覧を開始した」を「会計監査人の就任 (退任) があった」に、 添付書類 を 説明書類 」

「1 就任 (退任) した会計監査人の氏名 (名称及び代表者氏名)

2 就任 (退任) 年月日

添付書類

1 総会 (総代会) 資料の写し (会計監査人の就任 (退任) に関するものに限る。) に改める。

2 総会 (総代会) 議事録抄本

3 その他知事が必要と認める書類 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

山形県財務規則等の一部を改正する規則

(山形県財務規則の一部改正)

第 1条 山形県財務規則 (昭和39年 3月県規則第 9号) の一部を次のように改正する。

別記様式第100号中「平成 」を「 」に、

1. 明治	3. 昭和
2. 大正	4. 平成

 を

「」に、「ISO認証取得・障害者雇用促進事業主等」を「ISO認証取得・障がい者雇用推 進事業主等」に改める。

(山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第 2条 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則 (昭和62年 3月県規則第25号) の一部を次のように改正す

る。

別記様式第2号の2中

明治			
大正			
昭和			
平成			

を

に、

「口腔外科的手術」を「^{くう}口腔外科的手術」に改める。

(山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第3条 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則（平成9年3月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則別記様式第2号の2の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「出勤簿（平成 年）」を「出勤簿（ 年）」に、

平成 年付与日数	平成 年使用日数	平成 年付与日数
----------	----------	----------

を

年付与日数	年使用日数	年付与日数
-------	-------	-------

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第5号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
 3 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第329号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前9時から午後0時 30分までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時30分から午後 9時までの間	左記の時間帯全て
学 習 室	2,100円 (1時間当たり600円)	2,400円 (1時間当たり600円)	2,100円 (1時間当たり600円)	5,940円
保育設備付 き学習室	870円 (1時間当たり250円)	1,000円 (1時間当たり250円)	870円 (1時間当たり250円)	2,460円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室又は保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成31年10月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
社会福祉法人飯豊町社会福祉協 議会 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	訪問介護ステーション福祉の里めざ み 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	重度訪問介護	平成31. 4. 1

山形県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

- 西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
- 3 認可年月日
平成31年4月18日

山形県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日
平成31年4月18日

山形県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市蔵王半郷1028番地
- 3 認可年月日
平成31年4月18日

山形県告示第334号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 小漆川
- 2 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
西村山郡	大江町	左 沢	小 漆 川	742番	1号
				692番1	2号
				689番	3号

				2613番2	4号
				2607番1	5号
				2244番1	6号
				744番1	7号から9号まで

山形県告示第335号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 横町
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴岡市		三 瀬	横 町	315番14	1号
				330番8	2号から7号まで
				330番14	8号
				312番1	9号

山形県告示第336号

昭和44年12月県告示第1320号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第6項第2号を次のように改める。

- (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から25号までを順次結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
西置賜郡	白鷹町	鮎 貝	赤 坂 二	3912番2	1号
		箕 和 田	西 ノ 上	1541番1	2号

				1538番3	3号
			水 上	1056番1	4号
			西ノ上	1481番1	5号
				1493番20	6号及び7号
				1500番1	8号
				1516番	9号
				1510番	10号
				1513番	11号
			庚 檀	1233番	12号
				1236番	13号
			欠ノ下	661番1	14号
			門 前	709番1	15号
				710番8	16号
				712番3	17号
				712番2	18号
				714番1	19号及び20号
			西ノ上	1482番	21号
				1479番2	22号
				1479番1	23号
		鮎 貝	赤坂二	3911番7	24号
				3911番1	25号

山形県告示第337号

昭和57年9月県告示第1605号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第8項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱9号から23号までを順次結んだ線及び標柱9号と23号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
酒田市		田沢	長根	212番1	1号及び2号
				153番1	3号及び6号
				156番1	4号及び5号
				189番1	7号
				213番1	8号
				184番	9号
			上ノ山	207番1	10号及び12号
				207番2	11号
				138番2	13号
				138番1	14号及び15号
			下タ村	130番2	16号
				132番1	17号
			寺ノ下	35番6	18号
				35番3	19号
			長根	203番2	20号
				166番地先	21号
				185番	22号
			上ノ山	207番10地先	23号

山形県告示第338号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成31年5月1日から施行する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第38条ただし書中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

山形県告示第339号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後 0時30分までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設を除 く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円	24,630円
	第1研修室	2,670円 （1時間当たり 760円）	3,820円 （1時間当たり 950円）	4,010円 （1時間当たり 1,140円）	9,450円
	第2研修室	1,470円 （1時間当たり 420円）	2,110円 （1時間当たり 520円）	2,210円 （1時間当たり 630円）	5,210円
	第3研修室	510円 （1時間当たり 140円）	730円 （1時間当たり 180円）	760円 （1時間当たり 210円）	1,800円
	第4研修室	510円 （1時間当たり 140円）	730円 （1時間当たり 180円）	760円 （1時間当たり 210円）	1,800円
	第5研修室	1,310円 （1時間当たり 370円）	1,880円 （1時間当たり 470円）	1,970円 （1時間当たり 560円）	4,640円
	特別会議室	3,510円 （1時間当たり 1,000円）	5,020円 （1時間当たり 1,250円）	5,270円 （1時間当たり 1,500円）	12,420円
	和室研修室	1,190円 （1時間当たり 340円）	1,700円 （1時間当たり 420円）	1,780円 （1時間当たり 500円）	4,200円
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設に限 る。）	多目的ホール	1,220円 （1時間当たり 340円）	1,750円 （1時間当たり 430円）	1,830円 （1時間当たり 520円）	4,320円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に

限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,410円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,040円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	310円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1ボーダーライト	1列	510円
	第2ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1列	740円
	ロアーホリゾンライト	1列	740円
	第1サスペンションライト	1列	1,040円
	第2サスペンションライト	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	310円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	340円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,110円
	データプロジェクター	一式	770円
	カラーテレビカメラ	1台	1,580円
	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,110円
	16ミリ映写機（350ワット）	1台	1,030円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,040円
	マイク（ホール用）	1本	310円
	監視カメラ	一式	1,880円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円
	スライド映写機（350ワット）	一式	1,030円
	スライド映写機（250ワット）	1台	840円
	映像会議装置	一式	3,660円
	資料提示装置（特別会議室用）	1台	1,350円
	資料提示装置（視聴覚制御室用）	1台	1,030円
	ビデオ録画装置	一式	1,350円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円	
ビデオデッキ	1台	310円	

	ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	310円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	310円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,040円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	310円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,700円
	同時通訳設備（特別会議室用）	一式	10,900円
	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	660円
第1研修室	260円
特別会議室	250円

2 適用期間

平成31年10月1日から平成32年3月31日まで

議 会 関 係

規 則

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

山形県議会議長 志 田 英 紀

山形県議会規則第1号

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「昭和」を「令和」に改める。

「昭和」を「令和」に改める。

「至自」「至自
 別記様式第2号中 昭昭 を に改める。
 和和」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

議会事務局

山形県議会訓令第2号

山形県議会公用自動車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月26日

山形県議会議長 志 田 英 紀

山形県議会公用自動車運行管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会公用自動車運行管理規程（昭和47年4月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 別記様式中「昭和 年」を「 年」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

山形県教育委員会
 委員長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第7号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2中「2 事由の生じた年月 平成 年 月」を「2 事由の生じた年月 年 月」に、「3 希望する貸与始期 平成 年 月」を「3 希望する貸与始期 年 月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第55号の2及び別記様式第55号の3中「平成」を削り、「第33条の2」を「第36条の2」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「平成」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特例役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月26日

山形県庄内総合支庁長 沼 澤 好 徳

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
有限会社ビジネスサポート山形支店 山形市西田五丁目5番14号
- 5 落札金額 9,806,794円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年2月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク更新に係る基本設計業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
 - (2) 日時 平成31年6月11日（火） 午前9時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク更新に係る基本設計業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年1月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的に利用される情報系システム又はネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的に利用される情報系システム又はネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{ 1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \} \times 500$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,500点満点とし、うち入札価格評価点を500点、業務提案評価点を1,000点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
電話番号023(630)2098

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。）（以下「類似業務受託実績書」という。）を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び類似業務受託実績書を平成31年5月15日（水）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて業務提案書を同月27日（月）午後3時までに提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Basic design work about Update of the Yamagata Prefectural Government's central communication network: 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:00A.M. June 11, 2019

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2098

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成31年5月10日まで縦覧に供する。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	7者	山形市大字中野目字入水325番ほか21筆
上山市	6者	上山市中生居字谷地前394番ほか12筆
山辺町	4者	東村山郡山辺町大字山辺字塚田5728番2ほか9筆
中山町	2者	東村山郡中山町大字長崎字文新田9420番ほか11筆
寒河江市	117者	寒河江市大字寒河江字寺山甲3642番4ほか512筆
河北町	5者	西村山郡河北町西里字天満249番1ほか11筆

西川町	1者	西村山郡西川町大字海味字岩木344番1
大江町	15者	西村山郡大江町大字左沢字高松1953番1ほか25筆
東根市	5者	東根市大字羽入字下1000番1ほか11筆
尾花沢市	8者	尾花沢市大字延沢字袖原6136番ほか23筆
大石田町	4者	北村山郡大石田町大字大浦字中田2182番ほか5筆
舟形町	11者	最上郡舟形町長沢字檜原7991番ほか65筆
大蔵村	3者	最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1274番5ほか17筆
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字京塚字上牛潜104番1ほか4筆
米沢市	3者	米沢市窪田町矢野目字屋敷田3107番ほか57筆
南陽市	4者	南陽市鍋田字上ノ野1027番1ほか19筆
高島町	9者	東置賜郡高島町大字竹森字高田1549番ほか38筆
小国町	4者	西置賜郡小国町大字河原角字巻ノ一2番1ほか67筆
白鷹町	10者	西置賜郡白鷹町大字畔藤字揚水場表9962番ほか22筆
飯豊町	22者	西置賜郡飯豊町大字中字荒館2945番1ほか112筆
鶴岡市	98者	鶴岡市長沼字輪ノ内234番ほか609筆
酒田市	2者	酒田市広野字昭和26番ほか1筆
三川町	11者	東田川郡三川町大字横山字向荒田7番ほか33筆
庄内町	11者	東田川郡庄内町廿六木字三百地74番2ほか121筆
遊佐町	3者	飽海郡遊佐町岩川字後田110番ほか7筆

2 申請年月日

平成31年 4月10日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年 5月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第二ア パート2号	山形市鈴川町三 丁目18-51	3K	44.4	1	一般用	12,300 円	14,300 円	16,300 円	18,400 円	19,200 円	19,200 円	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		単身可
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		単身可
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月26日から平成32年3月31日までの午前10時から午後6時まで
ただし、月曜日及び12月29日から1月3日を除く。郵送の場合は、平成32年3月31日の午後6時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びパソコン用ソフトウェアライセンスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成31年6月14日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

イ ノート型パソコン 535台
ロ パソコン用ソフトウェアライセンス 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限及び納入場所

イ 納入期限 平成31年9月30日（月）
ロ 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課

- (4) 入札方法 (1)のイ及びロのそれぞれについて総価により一括して行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係
電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(4)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイ及びロの入札価格の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年5月24日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年5月17日（金）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)のイの物品等の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) 応札物品仕様書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品等の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Personal Computers (535 Computers)

A suite of software license to be used in personal computer: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. June 14, 2019

(3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）225箱（予定数量）

(2) 運転免許証作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）14箱（予定数量）

(3) 運転免許証作成材料「インクリボン」（2,000枚分入り）103箱（予定数量）

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150

3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月22日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

1の(1)から(3)までごとに次のとおり。

- (1) 平成31年4月～9月納入分
 (イ) 456,840円（1箱当たり）
 (ロ) 152,280円（1箱当たり）
 (ハ) 151,200円（1箱当たり）
- (2) 平成31年10月～平成32年3月納入分
 (イ) 465,300円（1箱当たり）
 (ロ) 155,100円（1箱当たり）
 (ハ) 154,000円（1箱当たり）

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 4. 1	第2735号	462	14	(別記様式第23号の10)	(別記様式第24号)